

平成25年1月10日

社団法人 日本年金数理人会

「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に対する意見

1.年金数理人および社団法人日本年金数理人会について

(1)年金数理人とは

- ① 厚生年金基金の財政を健全に維持することを目的として、厚生年金保険法の改正により1988年に誕生。
- ② 決算書や掛金計算結果等、年金数理に関する書類について、適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認し、署名押印する。また年金制度の財政状態を健全に維持するために、制度の関係者に対して、意見を所見として示す。
- ③ 特に、厚生年金基金制度には平成9年度より指定年金数理人制度が導入されており、各基金は年金数理人の中から特定の年金数理人を指定し、指定された年金数理人(=指定年金数理人)は上記書類の確認を行うとともに、継続的に基金の財政状況の診断や財政運営へのアドバイスを実施している。
- ④ 近年では、退職給付会計基準も含め、退職給付全般に係る企業のコンサルティングニーズが高まっており、年金数理人の活躍するフィールドも広がっている。

(2)社団法人日本年金数理人会とは

当会は、年金数理人の資質の向上や年金数理の進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金および確定給付企業年金の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すべく必要な事業を行っている。

2.厚生年金基金の財政中立性について

財政中立性の流れは以下の法改正に見ることができる。

- ① 平成8年4月 免除保険料率の複数化。(注1)
- ② 平成11年10月 厚生年金保険料凍結に伴う最低責任準備金計算方法の見直し。… コロガシ方式の導入
- ③ 平成17年4月 厚生年金保険料凍結解除に伴って最低責任準備金の計算方法が現在の方式に。あわせて免除保険料の上下限の改定。(注2)

(注 1)平成 5 年の年金審議会にて、「高齢化した企業への厚生年金基金の普及を促進するとともに、被保険者間の公平を図るため、現在一律に定められている厚生年金基金の免除保険料率について、現行制度からの円滑な移行に配慮しつつ、基金ごとの代行給付に要する費用に見合ったものに逐次改善していくべき」と意見書で述べられた。

(注 2)平成 8 年に厚生年金基金制度研究会より示された報告書においても「代行制度に対する批判の背景となっている負担の不均衡の問題については、代行部分の財政運営のしくみを改めることによって解決していくべきである」とされ、さらに「今後は、基金の代行部分の財政運営については、厚生年金本体との一層の財政的中立性を確保する方向で見直す必要がある」とされている。

上記のとおり、現在の厚生年金基金制度は、厚生年金本体との財政中立の考え方を基本として運営されている。

なお、給付現価負担金は、現在の免除保険料では賄いきれない死亡率の改善や、厚生年金本体での長期的な予定利率と短期的な運用実績の差を埋めるものとして予め制度として盛り込まれているものであり、最低責任準備金の計算上、免除保険料と同様に加算されている。即ち給付現価負担金という仕組みを通じて、財政中立性が確保されているのであって厚生年金本体に余分な負担を強いている訳ではない。

3.当会の意見

当会としては、前述のとおり、現在の厚生年金基金制度が厚生年金本体との財政中立を考え方の基本としていることにかんがみ、この観点からの改善すべき点を別添のとおりとりまとめた。

今回の改善要望が実現されれば、厚生年金基金制度においては、厚生年金本体との財政中立性は、ほぼ完全に実現するものと考ええる。すなわち、代行割れを起こさない限り、給付現価負担金が発生しても、将来にわたって厚生年金本体との財政中立性は確保される仕組みとなっている。

4.今回の試案について

上記のとおり、将来にわたって厚生年金本体との財政中立性が確保される仕組みとなっているにもかかわらず、健全に財政運営を行っている基金に対しても、現に年金を受け取っている者の権利を侵す可能性のある、一律の制度廃止を結論づけるのはあまりにも拙速である。

当会はこれまで、年金財政の健全性の維持向上を通じて企業年金制度の普及、発展に向け努力してきた。これまでの年金数理人及び当会の取組みを考えれば、今回の試案の結論に至る検討経過は納得できるものではない。更に慎重に議論を深めて頂きたい。

以上